

いざという時、  
この家が家族のいのちを守ってくれる

耐震補強



理事長 森本 敬三 より

私たちの住む日本は、比較的地震の多い国です。  
家を設計する際に必ずクリアしなければならない『耐震基準』とは、  
大地震で建築被害が起こる度に「なぜ被害を受けたのか？」を研究し、  
同様の被害を防ぐために新しい考え方を取り入れながら建築基準自体を厳しくする  
などの法律の改正があります。  
現在使われている耐震基準は『新耐震設計基準』と呼ばれ、  
1981年（昭和56年）6月以降に採用された耐震基準です。  
この新しい基準のもと作られた建物は、阪神淡路大震災においても  
建築物の崩壊や倒壊などの被害が旧基準と比べて減少しました。

家族が安心して暮らしていくためにも、今お住みの家が安全な家であるかどうかを知ると  
いう事が大切です。（建物無料調査より）  
現在住んでいる家が地震に対してどの程度の強さを持っているのかを知るには、耐震診断  
による診断が必要です。

耐震診断とは、建築物の地震に対する“健康診断”です。

しかしながら、京都市民の地震に対する知識は低く地震など他の国の話と思っている方が  
多い様に感じます。  
また最近リフォームをされる方が増えてきておりますが、使い勝手や美化に特化した改修  
が多く躯体構造体知らない未熟なリフォーム会社が多く存在致しております。  
建物の調査診断も行わずに造作する無知な工務店が非常に多くおります。  
いきなりメスを持つ医者などおりません。と同様に建物も躯体構造体の調査をしてからどこ  
がどの様に悪いのかは専門家（診断士）でないと分かりません。

我々の行っている耐震診断でリフォーム後の耐震性の無い建物が多く見受けられます。  
その様なことが無いように『**診断士による建物無料相談会**』を行い安心・安全な建物造り  
の協力をさせていただきます。